

2023年12月30日発行

風車

Vol 11

「仁木町の風力発電を考える会」

編集部 宮下 洋子

仁木町長が

反対表明！！

北海道新聞

2023年(令和5年)12月22日(金曜日)

関西電力の風力発電計画

仁木町長が反対表明

【仁木】佐藤聖一郎町長は21日、関西電力が当初計画を変更し、銀山地区を含む仁木町南部エリアで別の風力発電事業を検討、再提出する方針を見せていることについて「好ましくない」と反対を表明した。事業について佐藤町長が考えを明らかにするのは初めて。地元自治体の首長が反対の意向を示したことで、関電の対応が注目される。

同日開会した町議会の一一般質問で山内健生氏に答弁した。佐藤町長は、関電が仁木で当初計画していた開発を取りやめたことに関して「環境保全の見地から適切に判断された」と評価。南部エリアでの事業については「(高齢者施設や保育所、水田など) 特段の配慮を要する。賛成することはできない」と述べた。

検討が行われる場合は町の意向を事業者に伝える」と明言。古平、余市、仁木の3町で縦覧がされている環境影響評価方法書への意見に関しては「住民の意見を鑑みる」とし、反対の考えを盛り込む方針。

同計画を巡っては、関電が古平、仁木、余市、共和の4町にまたがる山林で進めていたが、自然度の高い植生が確認されたことから事業を大幅に縮小。仁木、共和両町での風車建設を取りやめ、仁木町南部エリアで別の計画を提出すると表明した。16日に仁木町内で説明会が開かれたが、具体的な内容を明らかにしない関電の対応に住民からは不満の声が出ている。

本会議ではこのほか5氏が質問。議案11件を原案通り可決し、閉会した。

(伊藤圭三)

★町長が議会で反対表明

12月21日、仁木町議会の一般質問で、町長は、山内健生議員の質問を受け、銀山を含む仁木町南部地域の関電の風力発電再計画について、関電に「**具体的な検討が行われる場合は、町の意向を事業者に伝える**」ことを明言しました。しかしながら、「**具体的な検討が行われる場合は・・・**」という前提条件がついている為、まだ、完全撤退とは言えません。具体的な検討が行われてからではなく、今すぐ**<即時完全撤退>**を町長と事業者に要求して頂きたいと思えます。それではなければ、銀山住民は何時までも安心できません。

★住民の意見を鑑みる

さらに、現在進行中の（仮称）古平・余市ウインドファーム事業の「**環境影響評価方法書**」に関しても、町長は、「**住民の意見を鑑みる**」と、答弁しています。

★余市は対岸の火事ではありません

仁木町が中止になったとしても余市・古平が残されていれば、仁木町にも被害が及ぶことから、関電は、12月16日、仁木の町民センターで（仮称）古平・余市ウインドファーム事業の「**方法書**」段階の説明会を開催しました。（下に新聞記事添付）



★関電は、仁木の＜景観を損なう＞ため

関電は「仁木町の風車建設事業を中止したのに、仁木で説明会を開く理由について、「余市に建てた風車が仁木からも見え、景観を害するので、仁木町民の意見も聞く必要があるからです」と答えています。しかし、実際には、それ以外の被害の方が大きいのです。

★仁木は＜風車病＞の圏内

仁木町に建たなくても、余市に巨大風車が建てば、＜低周波＞、＜超低周波＞は、20Km先まで届くと言われており、＜風車病＞の発生する圏内に仁木全体がすっぽりと入ってしまいます。＜低周波＞や＜超低周波＞は、耳には聞こえないけれど、自立神経系やホルモン系、免疫系など生命活動の中枢部分を攪乱し、不眠、イライラ、頭痛、めまい、肩こり、痛み等々、全世界で共通の症状が報告されています。決して対岸の火事ではないのです。その為に東伊豆のように、住民が引っ越して、ゴーストタウンになった町もあります。

★規制緩和された「再エネ特別措置法」

ところが、「環境省」は、余市にも風車病の訴えが多く、再エネの建設を進める上で障害になるので、規制緩和して、「再エネ特別措置法」の要件から外してしまいました。それで、住民がいくら被害を訴えても、企業も国も責任を取らなくてもいいことになりました。住民は、裁判しても負けることになりました。ですから、建ってしま

えば、おしまいなのです。誰も責任を取ってくれないし、保障もしてくれません。

住民が反対できるのは今しかありません。次の段階の「準備書」まで進むと、企業も調査に多くのお金をかけるので、なかなか引いてくれなくなります。少しでも多くの方々が、関電の「(仮称)古平・余市ウインドファーム」事業に反対の意見書を出すことが、「住民の意見を鑑みる」と言ってくれた町長を後押しすることになります。

★獣害の増加

また、獣害が増加することも目に見えており、とりわけ、風車によって、生活圏を奪われたクマやシカは、里に下りて、余市川や鉄道に沿って移動し、果樹の町仁木は、甚大な被害を^あ遭う可能性があります。

シカはなんでも食べますが、札幌ではトマト、芋類も食べられるようになりました。東旭川町の^{ペーバン}米原では、クマが、米ヌカや有機質肥料も食べたそうです。小中学校の子供たちは、危ないので、町が一年中、タクシーで送り迎えしています。札幌の宮の沢では、クマが幼稚園に現れました。先生が登下校を引率していますが、本当にクマが出たら、先生が園児を守れ切れるとは思えません。

★仁木の主産業である果樹やトマト、イモ類に被害が

余市の風車によって生活圏を奪われた動物たちは、自然の残っている仁木の山々に移動し、低周波を逃れて下山し、余市川や線路を伝って北上していくのが自然なことのように思います。

余市川は、町のほぼ中央を、仁木から余市にかけて流れているので、仁木も余市も同じように被害を受けることとなります。山の尾根筋に風車を建て、けもの道を破壊し、食べ物や生活圏を奪う事は、果樹が主産業である仁木にとって、致命傷ともいえる愚策ではないでしょうか。

★冬眠しないクマ

海外の情報では、＜低周波＞によって、クマも不眠症になり、冬でも冬眠出来なくなって、お腹を空かせてフラフラになって里に下りてくるそうです。

★魚が取れなくなる海

「奇跡のリンゴ」の著者の木村秋則さんによると、「風車銀座」と言われている秋田・能代では、海は魚が取れなくなり、ヒトデが異常に増えて、漁師は、漁場を求めて青森の方まで遠出するそうです。

★風車は魚を減らし、軟体動物を増やす？

寿都の人の話だと、「魚が取れなくなったけれど、ナマコが多くとれるようになったので、中国に高く売れて損害は出ていない」そうですが、今年は、放射能騒ぎで中国が禁輸したのでどうでしょうか。どうも、風車は魚を減らし、軟体動物を増やすようです。お寿司屋さんで、ナマコやヒトデばかりが出てきてもどんなものでしょうか？

★仁木も余市も、運命共同体

そのような意味で、同じカルデラ火山の外輪山に連なり、同じ余市川を擁する仁木も余市も、**運命共同体**なのです。決して、本町の計画がなくなったからと言って、被害がなくなるわけではありません。農業者こそ反対しなければ、大変なことになるのです。

★真の SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは、大自然のバランスを壊さないことです。

風車が建たなくても、複合的な人災によって、自然はもうすでに壊れてきています。昔より水は汚れ、獣害も増えています。これ以上自然を壊すことは出来ません。風車はそれに加速を加えます。生態系を壊せば、その生態系の一環である人だけが無関係であることは出来ません。仁木余市のカルデラ山系と余市川は、神からの賜物です。私たちは、企業利益の為に、生かし生かされている、大いな

る大自然と生態系を壊そうとしているのです。真のSDGsとは、大自然のバランスを壊さないことです。

■ 関電に意見書を出 しましょう！！

皆で余市の風車を中止してくれるように、関電に「**意見書**」を出しましょう。そして、町長も、道知事と関電に「**反対の意見書**」を出してくれるように働きかけましょう！！

意見書の提出→仁木町役場 住民環境課 意見書箱に投函

●郵送は、〒530-8270

大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号 関西電力株式会社
再生可能エネルギー事業本部 技術グループ

●又は、関電のホームページから、電子システムによる提出

(2) **提出期限 24年1月12日** 意見書書式 [WORD 37.00KB]

【例文】

関西電力が計画する銀山の風車建設と、「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に対し、断固反対し、完全撤退を要望致します。

(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書

ご意見記入用紙

「(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見のある方は、以下 1～4 についてご記入のうえ、2024 年 1 月 12 日 (金) までに縦覧場所に備え付けの意見書箱ご投函いただくか、郵送 (当日消印有効) により下記の住所宛にお寄せください。

(意見書の郵送先)

〒530-8270 大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 1 6 号

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 技術グループ

なお、以下の電子縦覧先から、ウェブフォームに直接入力する事でもご意見を提出いただけます。

https://www.kepcoco.jp/energy_supply/energy/newenergy/wind/project03.html

.....

意 見 書

1. お名前 (法人その他団体にあたっては、その名称・代表者の氏名)

2. ご住所 (法人その他団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

3. ご記入日 年 月 日

4. 方法書についての環境の保全の見地からご意見 (ご意見の理由を含めて日本語でご記入ください)

注 1. : 本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。
注 2. : この用紙に書ききれない場合は、裏面又は A4 サイズの用紙をお使いください。